

IAE ハンドブック

Ver.5



http://www.technomix.net/ham/I_A_E/

○ I A Eとは

I A E 生駒市アマチュア無線非常通信協力会は、非常災害発生時において、大規模停電等による公共通信システムや、生駒市の防災情報システムのダウンが発生していると認識した場合、市内各地に点在するアマチュア無線局の無線通信網を用いて、各地域の周辺状況を生駒市災害対策本部伝えることにより、防災無線の行き渡らない地域の情報補完も含めて、市民に対する救援活動の手助けが出来ればと考えたボランティア団体です。

○ 目 次

1. I A E 非常通信実施計画
2. IAEメンバー配備図
3. 生駒市との非常通信訓練構想
4. 生駒市災害時緊急輸送道路網図
5. 生駒市内 緊急避難場所・避難所 所在地
6. 非常通信用紙記入要領
7. 非常通信用紙（見本）
- 8.
- 9.
- 10.



I A E 非常通信実施計画

I：はじめに

I A E 生駒市アマチュア無線非常通信協力会は、我々が住む生駒市に若し大災害が発生した場合、アマチュア無線の電波を生かして、市民の為に役にお役に立つ事が出来ればと発足しました。

アマチュア無線は、防災行政無線と異なり、専用チャンネルを持たない自由度が有ると共に、無線局が生駒市内の広範囲に存在し、面としての情報収集が可能です。

大規模停電等による公共通信システムや、防災情報システムのダウンが発生している場合にも、アマチュア無線局の無線通信網で生駒市の防災ネットワークの一助が担えればとの共通理念で集まったボランティア団体です。

II：メンバーと活動地域

1. 生駒市の地形と防災拠点を考慮し、所属メンバーの主活動地域を

- ① 生駒北中学校と鹿ノ台中学校区と上中学校区（北地区）
- ② 光明中学校地区と生駒中学校区と緑ヶ丘中学校区（中地区）
- ③ 大瀬中学校区と生駒南中学校区（南地区）

の3地域に大別して、各地域の災害状況の正確な把握を行なうと共に、状況伝達を目的とした通報を生駒市の災害対策本部に移動したベース局に伝達することにより、市の把握情報を補完出来るように努力する。

2. 各地域に所属するメンバーそれぞれの非常時における状況は不確定であると思われるので、常に複数の局が協力して所属地区にある避難場所等の情報や、ハザードマップの情報を把握・共有するように努力すること。

3. 各地域をまとめる複数の代表者（コア一局）は他地域の代表者とも連携し、正確な情報がベース局に伝達出来るよう協力する。

III：災害対策本部派遣ベース局

1. 非常事態において**市災害対策本部**となる生駒市役所、または生駒市消防本部（代替）において**各地域の情報を収集・総括し対策本部に伝達するための移動無線局（ベース局）**を開設・運用する為の**派遣要員が必要**となる。

派遣要員はあらかじめ各地区メンバーと協議し複数人を予定しておくものとし、災害の状況によっては予定者外のメンバーに依頼することもある。

2. このベース局派遣要員は生駒市の災害対策本部が立ち上がった際に、出来るだけ早く連絡を取り、本部ベース局の開設が出来るよう努力することとする。

IV： 災害発生時の対応

1. IAE の活動は職務ではなく、あくまでもボランティアであり、まず自身と家族の安全を見極め、周辺の状態を確かめ、可能な範囲で活動を開始するものとする。
2. 活動可能な状況が確かめられたメンバーは、定められている運用周波数でのワッチに入り、相互にメンバー各局の被災状況確認を行っておく事とする。
3. 救援要請を必要とする事態が生じていることを確認した場合には、あらかじめ定められている、ベース局派遣要員に連絡しその状況を正確に伝えと共、受信した派遣要員は、その事態を市対策本部に伝えるよう行動する。
4. 震度6弱以上の地震発生の場合、すでに対策本部が立ち上げられると想定されるため、ベース局派遣要員は相互の連絡を取り、行動可能なメンバーで、ベース局設営に急行する。その他、生駒市より派遣の要請された際も同様とする。
この際、二次災害防御のために万全の体制を取って出動することとする。
5. またベース局用に準備している無線設備がその時点の設置場所から移動できない場合には、派遣可能局の保有する移動無線機（ハンディーでも可）を暫定的に対策本部に持ち込み、ベース局として運用することが出来る。
6. 無線機運用時には、対策本部内の他部署の活動に影響を与えないよう、出来るだけヘッドフォンを着用し、また「非常通信実施中」の表示を行うこととする。
7. また無線従事者免許証及び、マイナンバーカード・運転免許証等本人を証明するものを必ず携行すること。
8. ベース局開設後、ベース局派遣員は各地域メンバーの開局状況を確認した後は受信に入り、順次各地域から伝達される災害状況等の情報を正確に受信し、「非常通信用紙」に伝達事項を正確に記入するとともに、その情報を付箋紙等に転写し地域表示地図上に張り付け、その事実を対策本部統括班に伝達できるようにする。
9. 生駒市対策本部から要請された、現地状況調査依頼事項の通信に対しても同様とする。
10. IAE メンバー各局は災害対策本部派遣ベース局と直接交信出来ない地域が有ると判断した場合には、メンバー各局の中継によってベース局に伝送することとし、各伝達局は、「非常通信用紙」に伝達事項を正確に記入した上で、次局に伝達することにより、通報に誤りを生じないように努力する必要がある。
11. 現地調査を依頼されたメンバーは交信記録を残せない状況が有ると思われるので、中継局や派遣ベース局が記録した「非常通信用紙」等がこれに代わる。
12. 非常通信終了後は、原則的には各無線局がそれぞれ80条報告を行う事になるが、参加各局の情報意見をIAE生駒アマチュア無線非常通信協力会としてまとめて報告することが出来る。

V：訓練の実施

1. IAE メンバーは、有事の際の混乱を防ぐため、訓練のための非常通信に参加し情報伝達の向上を図る事とする。
2. 災害状況等を模擬的に連絡する通報の際には、必ず「**訓練非常**」または「**災害訓練実施中**」等、**訓練であることを告知**した後、通報内容を伝達することとする。
この告知は、通報毎に行い外部傍受者に事実であると誤解を与えないようにするものである。
3. また定期的に実施される生駒市災害対策本部の訓練にも参加する。
4. 生駒市との訓練の際には、派遣ベース局を除く IAE 協力局各位に事前に封書により模擬通報内容を記載した文書が配布されるので訓練開始後開封し、その通報文が正確に派遣局に伝達されるかが検証される。
5. あらかじめ指定された避難所等に調査派遣が依頼される場合には、当該施設より模擬通報内容の文書が提供されることとなる。

VI：訓練終了

1. 生駒市災害対策本部より「**訓練終了**」の合図がベース局派遣員になされた場合には、派遣員は IAE 協力局各局に「**訓練終了**」の通報を行い、当訓練を終了することとする。
その後、派遣員が記載した非常信用紙の記載内容が、模擬通報内容と同様化を確認してもらい、合同訓練を終了解散する。
2. 非常通信はアマチュア無線局にとっては**唯一許されている、業務外通信**です。
従って、ベース局担派遣員は本訓練についての報告書を作成し管理当局に報告する。

附 則

本計画書は、状況に応じて適宜見直しを行い、各会員に伝える。

地域分けメンバー表、派遣局担当要員表、生駒市災害対策本部の設置予定場所の行路・本部配備図・アンテナ設置場所等の図面、その他行動実施に際して必要な細目を記した、マニュアルを作成し本書に付記することとする。

1. 2020/12/20 一部修正
2. 2021/1/27 修正

IAEの皆様に！！

活動を始めるにあたっては、内閣府が案内している、下記の注意を守って行動をお願いします。

○ 防災ボランティアの心がまえ

被災地には、各地から数多くのボランティアが終結するため、何の準備もせずに参加しては、かえって被災地に迷惑をかけることになる。防災ボランティアは、被災地の情報収集や持ち物の準備など、被災地に負担をかけない備えと心がまえをもって参加する。また、危険な地域での活動は避けるようにしよう。

災害者中心の支援

主役は被災者、そして防災ボランティアは被災者をサポートする存在である。忘れてならないことは「被災者への心配り」。被災地の環境や被災者の立場も様々、不用意な発言、また自分の経験による判断を押し付けることなく、被災者の気持ちや立場に配慮した支援を心掛けることが大切だろう。

自己管理と自己完結

往復の交通費の負担や宿泊先確保に加え、水、食料、薬、着替え・ボランティア保険の加入など、必要な備えを行い、「自己完結」で被災地に入る。活動中は健康状態に気を付け、不調になれば早めに活動をやめる勇気を持とう。

● 防災ボランティアの服装や持ち物の一例 ●

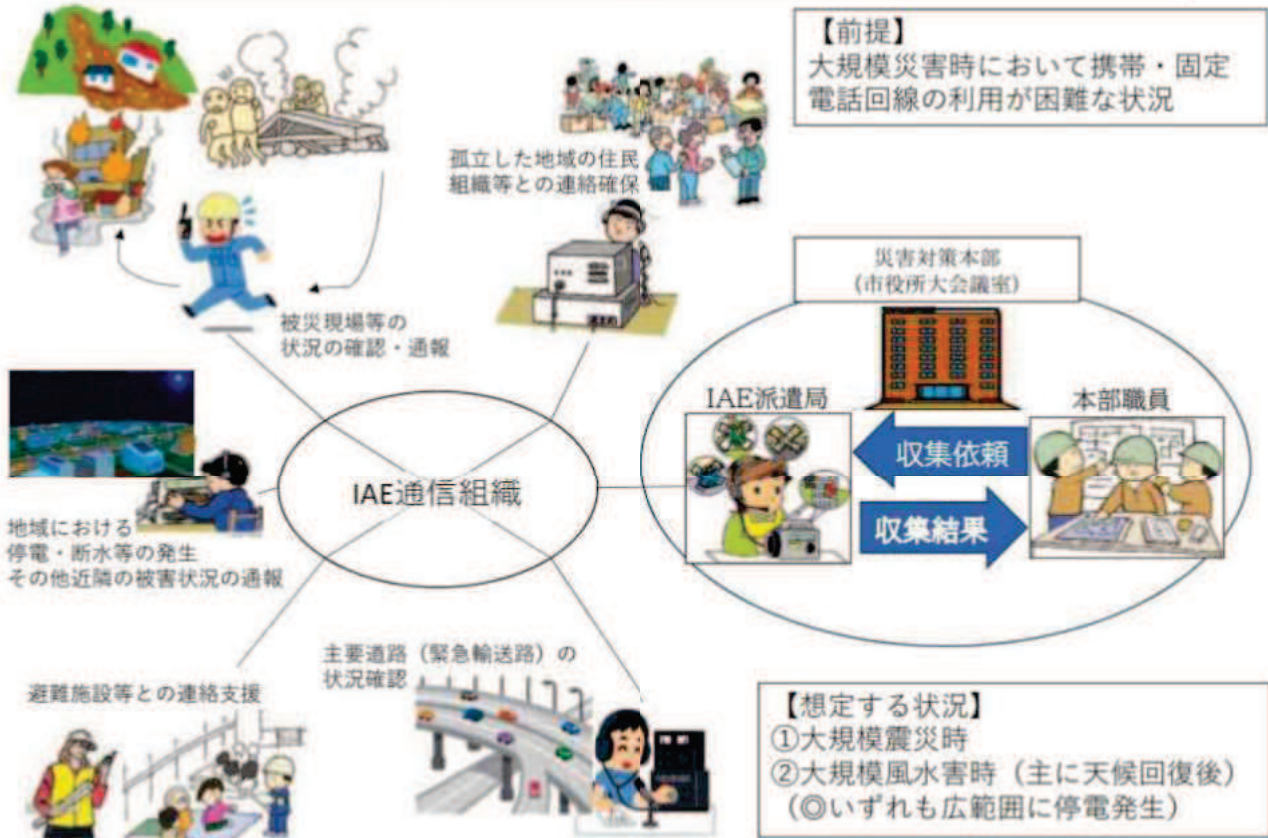


活動の装備は「多すぎず、少なすぎず」。服装や携行品は、災害の種類や規模、活動時期によって異なるので、状況に合わせて必要最小限のものを用意しよう。

- 帽子・ヘルメット
- マスク
- 軍手やゴム手袋
(滑り止めのついたものが便利)
- 長袖・長ズボン
(短パンは×、動きやすく、吸湿性・通気性や防寒を考慮したもの)
- タオル
- 長靴・運動靴
- 着替え (活動後の着替え)
- 雨具
(小雨でも活動する機会が多いため、上下分かれた雨具も便利)
- 常備薬、目薬やうがい薬
- 食べ物・飲み物
(腐りにくいものを用意。汗をかくので、水分・塩分はこまめにとる)

イラスト：林健樹

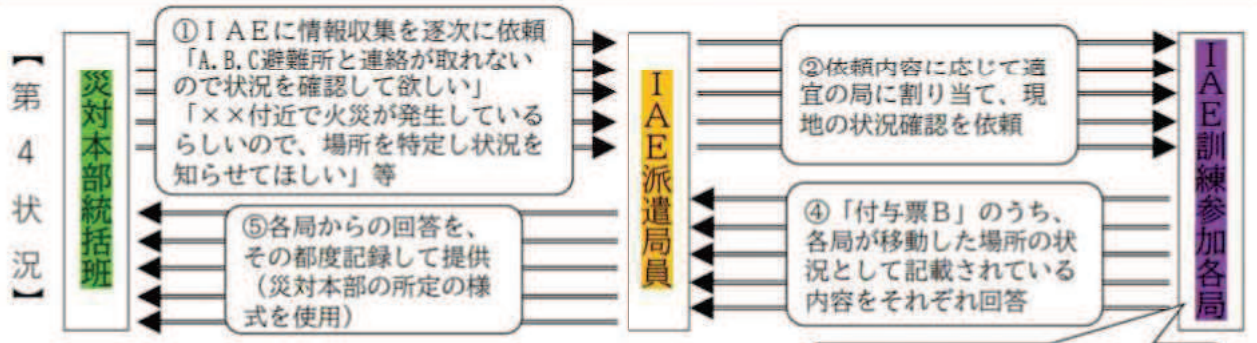
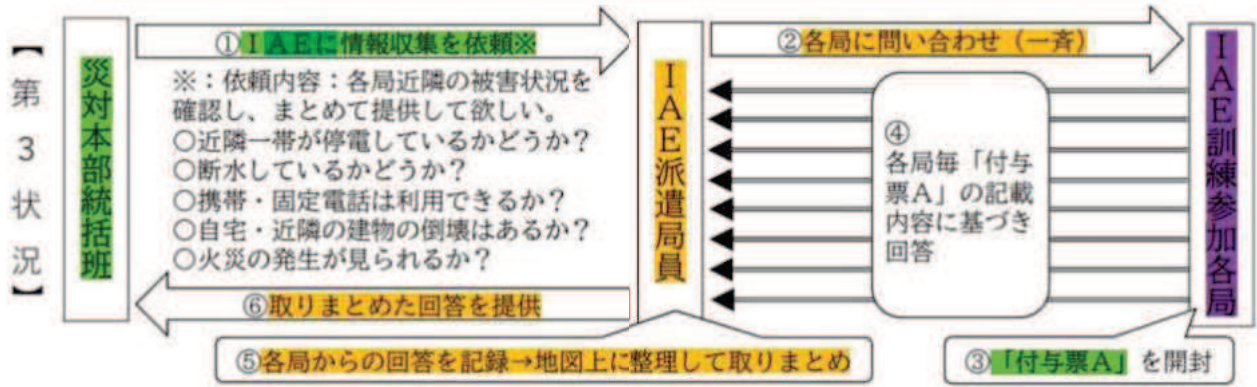
IAEとの連携イメージ



状況付与計画

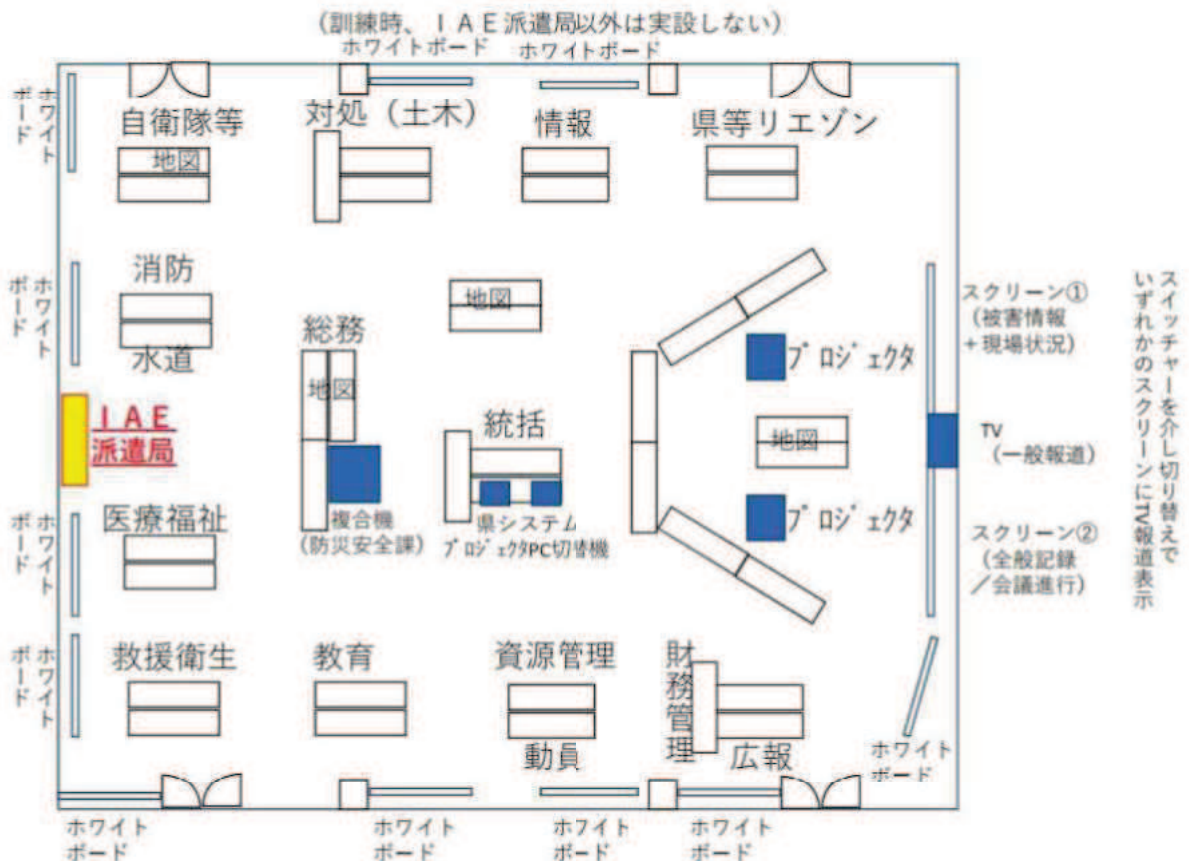
状況	時間(予定)	実施内容	実施要領
状況開始	08:30	地震発生(生駒市震度6強)	○予めの申し合わせにより、定刻で開始 (IAE各会員には、IAE側が事前に周知) ○IAE側で選定した災対本部派遣要員が、機材を携行して各自宅より市役所に出発
第1状況	09:00	IAE連絡局の開設	○IAE派遣局要員が無線機材を大会議室に搬入・設置 ○仮設アンテナを庁舎屋上に設置してケーブルで接続
第2状況	10:00	連絡交信・通信組織の確立	IAE側の計画に基づき、加盟各局との交信状況を把握(Roll-Call)
第3状況	10:15	各局付近の被害状況の把握	対策本部よりIAEに対し、以下の事項の確認を依頼 ①各局の自宅及び近隣家屋の被害の有無 ②停電・断水、電話の障害の発生の有無 ③火災発生の有無 →IAE派遣要員が各局に一斉に問い合わせ、各局が順次回答※(Roll-Call方式) →派遣要員が結果を取りまとめ災対本部統括班に提出
第4状況	10:45	移動局による現場確認	IAE派遣局に市内各地点の被害状況等の確認を依頼(どの局を現地に行かせるかは、当時の状況によりIAE派遣局が判断して指示) →各局は指示された現地に移動し、回答※を送信 →IAE派遣局は回答を逐次記録し災対本部統括班に提出
状況終了	11:45	「訓練終了」の伝達	○IAE派遣局を通じ各局に伝達 ○IAE各局に訓練終了を伝達後、派遣局を撤収
備考			※:事前に派遣局を除く各局に「状況付与票」を封印し郵送配布→状況に合わせて開封し回答 IAE移動局を指定避難施設に向かわせる場合、当該施設側に予め周知しておく。 交信毎、最初に「災害対処訓練実施中」であることをアナウンスし、傍受者の混乱を防止する。

訓練の仕組み（第3状況及び第4状況）



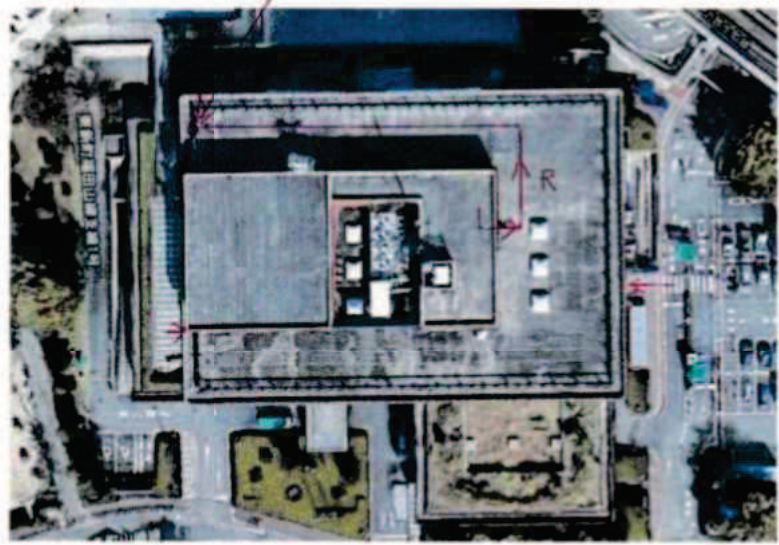
「付与票A」は、各局ごとそれぞれ異なる内容が記載されたものを配布
 「付与票B」は、確認を依頼される全ての地点の状況が一覧表に記載されたものを配布

警戒本部／災対本部内予定配置

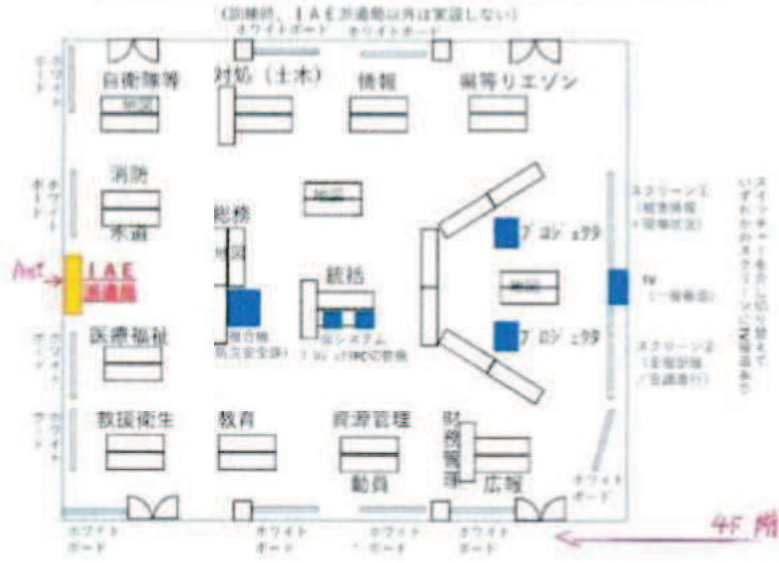


生駒市災害対策本部並びにアンテナ仮設場所経路図

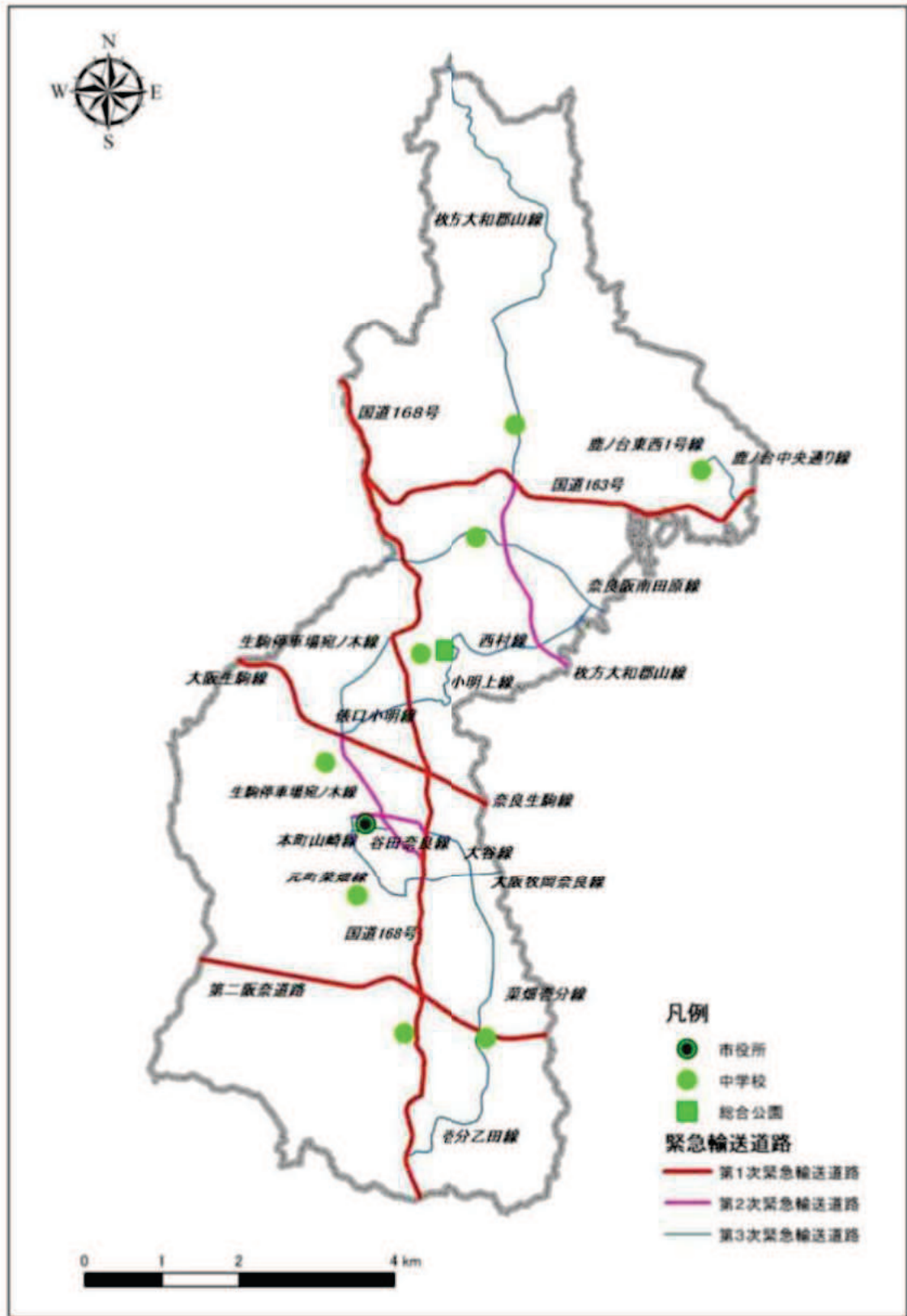
Ant 仮設



警戒本部/災对本部内予定配置



5-2-4 緊急輸送道路網図



機能区分	道路種別	路線名
第1次	有料道路	第二阪奈道路
	一般国道	国道163号
	一般国道	国道168号（バイパスを含み、旧道を除く）
	主要地方道	奈良生駒線
	主要地方道	大阪生駒線
	市道	萩の台60号線
	市道	第2東山線
	市道	東山線
第2次	主要地方道	枚方大和郡山線
	一般県道	谷田奈良線
	一般県道	生駒停車場宛木線
	市道	奈良阪南田原線
第3次	一般国道	国道168号
	主要地方道	枚方大和郡山線
	一般県道	生駒停車場宛木線
	一般県道	大阪枚岡奈良線
	市道	鹿ノ台東西1号線
	市道	鹿ノ台中央通り線
	市道	西村線
	市道	小明上線
	市道	俵口小明線
	市道	菜畑壺分線
	市道	壺分乙田線
	市道	元町菜畑線
	市道	元町山崎線

■緊急輸送道路の機能区分

(1) 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（高規格幹線道路、一般国道）
- ② 災害発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後に必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

生駒市内 緊急避難場所・避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	緊急避難所		避難所
				地震	風水害	
1	生駒北小中学校	高山町6794	78-1116	○	○	○
2	生駒北スポーツセンター	高山町166-2	85-6606	○	○	○
3	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西1丁目5-2	78-6282	○	×	○
4	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南2丁目16	78-7231	○	×	○
5	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南2丁目2-2	78-7966	○	○	○
6	北大和体育館	北大和3丁目5077	78-1617	○	×	○
7	真弓小学校	真弓1丁目11-15	78-4326	○	×	○
8	上中学校	上町3000	78-4140	○	○	○
9	北コミュニティーセンターISTAはばたき	上町1543	71-3331	○	○	○
10	あすか野小学校	あすか野南2丁目5-1	78-6208	○	○	○
11	生駒台小学校	新生駒台1-33	75-0075	○	○	○
12	光明中学校	小明町55	74-7447	○	○	○
13	総合公園体育館	小明町1807-1	74-7710	○	×	○
14	俵口小学校	俵口町614-1	74-8832	○	○	○
15	生駒中学校	西松ヶ丘9-19	75-0071	○	×	○
16	桜が丘小学校	桜が丘7-15	75-1980	○	○	○
17	図書館	辻町238	75-5000	○	○	○
18	生駒小学校	山崎町4-44	72-4378	○	○	○
19	たけまるホール	北新町9-28	75-0101	○	○	○
20	芸術会館美楽来	西松ヶ丘2-20	74-1101	○	○	×
21	市民体育館	門前町9-20	74-4701	○	○	○
22	コミュニティーセンター	元町1丁目6-12	73-0500	○	○	○
23	生駒東小学校	東生駒4丁目398-110	74-3572	○	○(注意1)	○
24	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘2232	74-8833	○	×	○
25	認定こども園生駒幼稚園	西旭ヶ丘18-12	74-7435	×	○	×
26	壱分小学校	壱分町356-1	76-8615	○	○	○
27	大瀬中学校	小瀬町911-1	77-7891	○	○	○
28	生駒南小学校	萩原町335	77-8021	○	×	○
29	生駒南中学校	萩原町90	77-8121	○	△(注意2)	○
30	むかひやま公園体育館	萩原町673	77-0330	○	×	○
31	南コミュニティーセンターせせらぎ	小瀬町18	77-0001	○	○	○
32	生駒南第二小学校	小平尾町927	77-6780	○	○	○
33	井手山体育館	小平尾町1766-1	76-6091	○	×	○
34	小平尾南体育館	小平尾町1629	77-7785	○	×	○
35	人権文化センター	小平尾町1549	77-7371	×	○	×

表中、緊急避難場所の○は「開放する」、×は「開放しない」、△は「特に必要な場合のみ開放する」を意味します。また避難所の○は「開放する」、×は「開設しない」を意味します。

(注意1) グラウンドと南側校舎1階は使用しない。(注意2) 特に必要な場合のみ開放。



非常通信（アマチュア無線局関係）記入要領等

非常通信は、「地震などの非常災害時で、かつ、一般通信の利用が困難な時に、人命救助、災害の救援などのための無線通信（電波法第52条4号）」と定められています。

【非常通信の送受信の手順】

（呼び出し周波数）

訓練の場合は、予め指定している周波数で交信する。訓練以外の場合は、相手局の呼び出しを、144MHz帯では145.00MHzで、430MHz帯は433.00MHzで呼び出し、その後任意の周波数に移動し非常通信をすること。

注) 周波数の移動を要する理由は、大規模災害の場合は145.00MHz、又は433.00MHzで非常通信をした場合、他の局が非常通信をしようとした場合、既に非常通信をしている局が終了するまで非常通信を実施することができないため。

（呼び出し方法及び被災情報の電文送信）

【訓練の場合】

予め指定している周波数で予定のアマチュア局を「訓練非常」で呼び出し非常通信をおこなう。送信局は受信局に対し非常通信である旨を説明し受信局の了解を得て非常通信をおこなう。被災状況の送信は短く区切りながら（5字から10字程度で区切る）**ゆっくり**（行政が実施している防災無線を活用した住民向け広報のスピーチの早さ）送信する（早口での送信は厳禁）。

受信側は区切りごとに反復し、確実に受信できなかった場合は再度の送信を依頼すること（再度送信をお願いします等）。全ての電文の送受信が完了すれば、受信側が全文の反復を必ず実施して下さい。

注) 送信側は、送信開始時刻、受信側は、受信完了時刻を記入して下さい。

【災害時】

145.00MHz又は433.00MHzでCQ非常を3回（地域指定も可）、こちらはを1回、自局のコールサインを3回送信、相手局の応答があれば任意の周波数を指定しQSYし非常通信をおこなう。任意の周波数に移動すると送信局は受信局に対し非常通信である旨を説明し受信局の了解を得て非常通信をおこなう。電文の送信は短く区切りながら（5字から10字程度で区切る）**ゆっくり**（行政が実施している防災無線を活用した住民向け広報のスピーチの早さ）送信する（早口での送信は厳禁）。

受信側は区切りごとに反復し、確実に受信できなかった場合は再度の送信を依頼すること（再度送信をお願いします等）。全ての電文の送受信が完了すれば、受信側が全文の反復を必ず実施して下さい。

注) 送信側は、送信開始時刻、受信側は、受信完了時刻を記入して下さい。

（非常通信用紙の記入方法等）

1. 行政

非常通信用紙に下記内容を記入

※ 訓練非常の表示

① 枠外左上・・・非常（訓練非常）と記入

※ 宛先

② 機関名・・・宛先の機関名又は名前を記入

※ 発信人（発信人がアマチュア無線局の場合はアマチュア無線局となる）

③ 発信日時・・・電報を作成した日時を記入（電報を発信する日時）

④ 機関名・・・電報を発信する機関名又は名前を記入（氏名及びコールサイン）

⑤ 取扱者・・・取扱者の名前を記入

※ 通報文

⑥ 発生日時・・・災害の発生日時を記入

⑦ 災害種別・・・災害の種別を○で囲む、該当しない場合は右余白に災害種別を記入

⑧ 被災地区・・・被災地区を記入

- ⑨ 被災状況・・・被災状況を記入
- ⑩ 要請内容・・・支援等要請内容を記入

※ 伝達経路

★ 1 機関名

- ⑪ 受信・・・受信は受信完了時刻を記入（被災状況の内容を確認しOKをした時刻）
- ⑫ 送信・・・送信は送信開始時刻を記入
- ⑬ 機関名・・・機関名又はコールサインを記入
- ⑭ 取扱者・・・氏名を記入

注) 伝達経路・・・CQ等により送信相手局が確定した場合は、2機関名の欄の⑪に受信局のコールサイン⑫に取扱者名を確認し記入。1機関名から2機関名への送信は、⑭の取扱者名までの全てを2機関名に送信して下さい。2機関名に被災情報の全てを送信した後、2機関名に反復を依頼。2機関名からの反復により被災内容に誤りのないことを確認。2機関名の⑬の受信時刻を記入する。

★ 2 機関名

- ⑮ 受信・・・受信は受信完了時刻を記入
- ⑯ 送信・・・送信は送信開始時刻を記入
- ⑰ 機関名・・・機関名又はコールサインを記入
- ⑱ 取扱者・・・氏名を記入

注) 伝達経路・・・CQ等により送信相手局が確定した場合は、3機関名の欄の⑮に受信局のコールサイン⑯に取扱者名を確認し記入。2機関名から3機関名への送信は、⑱の取扱者名までの全てを3機関名に送信して下さい。3機関名に被災情報の全てを送信した後、3機関名に反復を依頼。3機関名からの反復により被災内容に誤りのないことを確認。3機関名の⑰の受信時刻を記入する。

★ 3 機関名

- ⑲ 受信・・・受信は受信完了時刻を記入
- ⑳ 送信・・・送信は送信開始時刻を記入
- ㉑ 機関名・・・機関名又はコールサインを記入
- ㉒ 取扱者・・・氏名を記入

注) 伝達経路・・・CQ等により送信相手局が確定した場合は、4機関名の欄の⑲に受信局のコールサイン⑳に取扱者名を確認し記入。3機関名から4機関名への送信は、㉒の取扱者名までの全てを4機関名に送信して下さい。4機関名に被災情報の全てを送信した後、4機関名に反復を依頼。4機関名からの反復により被災内容に誤りのないことを確認。4機関名の㉑の受信時刻を記入する。

★ 4 機関名

- ㉓ 受信・・・受信は受信完了時刻を記入
- ㉔ 送信・・・送信は送信開始時刻を記入
- ㉕ 機関名・・・機関名又はコールサインを記入
- ㉖ 取扱者・・・氏名を記入

注) 伝達経路・・・CQ等により送信相手局が確定した場合は、5機関名の欄の㉓に受信局のコールサイン㉔に取扱者名を確認し記入。4機関名から5機関名への送信は、㉖の取扱者名までの全てを5機関名に送信して下さい。5機関名に被災情報の全てを送信した後、5機関名に反復を依頼。5機関名からの反復により被災内容に誤りのないことを確認。5機関名の㉕の受信時刻を記入する。

★ 5 機関名

- ㉗ 受信・・・受信は受信完了時刻を記入
- ㉘ 送信・・・送信は送信開始時刻を記入
- ㉙ 機関名・・・機関名又はコールサインを記入
- ㉚ 取扱者・・・氏名を記入

★使送の場合の送信時分は、常置場所又は移動運用場所を出発した時刻を記入する。

非常通信紙

発信者：



生駒市アマチュア無線非常通信協力会



- IAEの活動は、あくまでもボランティアであり、自己責任で行動すること。
- 災害によって遮断された、地域情報を的確に行政に伝えること。
- 二次災害の防止！。自己判断での現場救援活動はせず、消防署や自衛隊の救援を待つこと。
- 通信の秘密保護を遵守し、個人情報を守らないこと。
-

無線局運用規則 別表第5号に規定されている和文通話表

1 文字

ア 朝日のア	イ いろはのイ	ウ 上野のウ	エ 英語のエ	オ 大阪のオ
カ 為替のカ	キ 切手のキ	ク クラブのク	ケ 景色のケ	コ 子供のコ
サ 桜のサ	シ 新聞のシ	ス すずめのス	セ 世界のセ	ソ そろばんのソ
タ 煙草のタ	チ ちどりのチ	ツ つるかめのツ	テ 手紙のテ	ト 東京のト
ナ 名古屋のナ	ニ 日本のニ	ヌ 沼津のヌ	ネ ねずみのネ	ノ 野原のノ
ハ はがきのハ	ヒ 飛行機のヒ	フ 富士山のフ	ヘ 平和のヘ	ホ 保険のホ
マ マツチのマ	ミ 三笠のミ	ム 無線のム	メ 明治のメ	モ もみじのモ
ヤ 大和のヤ	—	ユ 弓矢のユ	—	ヨ 吉野のヨ
ラ ラジオのラ	リ りんごのリ	ル るすいのル	レ れんげのレ	ロ ローマのロ
ワ わらびのワ	キ ぬどのキ	—	エ かぎのあるエ	ヲ 尾張のヲ
ン おしまいのン	° 濁点	ˆ 半濁点		

2 数字

一 数字のひと	二 数字のに	三 数字のさん	四 数字のよん	五 数字のご
六 数字のろく	七 数字のなな	八 数字のはち	九 数字のきゅう	〇 数字のまる

3 記号

一 長音	、 区切点	ˆ 段落	(下向括弧) 上向括弧
------	-------	------	--------	--------

注 数字を送信する場合には、誤りを生ずるおそれがないと認めるときは、通常の発音による(例「1500」は、「せんごひやく」とする)か、または「数字の」の語を省略する(例「1500」は、「ひとごまるまる」とする)ことができる。
 「使用例」

- 1 「ムセン」は、「無線のム 世界のセ おしまいのン」と送る。
- 2 「バ」または「バ」は、「はがきのハに濁点」又は「はがきのハに半濁点」と送る。



非常通信用紙

宛先	生駒市災害対策本部派遣 IAE ベース局：		
発信人	発信日時	月 日	時 分 局名： (取扱者：)
通 報 文	発生日時：令和 年 月 日 時 分 災害種別：地震・洪水・火災・土砂・ 被災地区： 被害状況：		
	要請内容：		
伝達経路	1	受信(時 分)・送信(時 分) 中継局：	(取扱者：)
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 中継局：	(取扱者：)

* 受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。
 なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発した時刻を記載すること。

非常通信用紙

宛先	生駒市災害対策本部派遣 IAE ベース局：		
発信人	発信日時	月 日	時 分 局名： (取扱者：)
通 報 文	発生日時：令和 年 月 日 時 分 災害種別：地震・洪水・火災・土砂・ 被災地区： 被害状況：		
	要請内容：		
伝達経路	1	受信(時 分)・送信(時 分) 中継局：	(取扱者：)
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 中継局：	(取扱者：)

* 受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。
 なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発した時刻を記載すること。

非常通信用紙

自局	生駒市災害対策本部内 IAE ベース局： JL3ZMW (Op:) (取扱者:)											
相手局	通信日時 月 日 時 分 生駒市アマチュア無線非常通信協力会 (I A E) メンバー 局名: (取扱者:)											
通報文	発生日時：令和 年 月 日 時 分 災害種別：地震・洪水・火災・土砂・ 被災地区： 被害状況： 要請内容：											
相手局状況												
	壁	窓	家具	屋根	外壁	水道	電気	ガス	電話	携帯	NET	その他
伝達経路	1	受信(時 分)・送信(時 分) 中継局： (取扱者:)										
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 中継局： (取扱者:)										

* 受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。

なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発した時刻を記載すること。